

広島県告示第六百二十一号

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第六十四号）第三条第一項の規定により、令和五年三月三十一日付けで、次のとおり特定地域づくりを行う事業協同組合を認定した。

令和五年四月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 名称

東広島市特定地域づくり事業協同組合

二 住所

東広島市河内町上河内一四五番地一

三 代表者の氏名

久保中 大貴

四 特定地域づくり事業を行う事務所の名称

東広島市特定地域づくり事業協同組合事務所

五 特定地域づくり事業を行う事務所の所在地

東広島市河内町上河内一四五番地一

六 地区

東広島市豊栄町、福富町及び河内町

七 事業

1 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づく特定地域づくり事業としての労働者派遣事業

2 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供

3 組合員の福利厚生に関する事業

4 前各号の事業に附帯する事業

八 有効期間の満了の日

令和十五年三月三十日